

1 監査対象事項

県の保有する財産（主に建物及びインフラ資産）の管理について

2 監査の結果に関する報告の公表

平成 26 年 4 月 15 日付け山梨県公報号外第 30 号

3 監査の結果に基づき講じた措置の内容

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>1 公有財産管理システムへの登録内容の誤りについて（指摘事項）</p> <p>公有財産台帳の期中建物価格は千円単位で登録すべきところ、北巨摩合同庁舎防災備蓄倉庫については、誤って円単位で登録されていた。公有財産台帳の内容確認の運用状況が適切かを確認すべきである。</p> <p>2 公有財産台帳の移動更新の遅延について（指摘事項）</p> <p>完成年月日が帰属する年度の翌年度に公有財産台帳の移動更新がされている建物が検出された。部門間の書類の受け渡しの不備、公有財産台帳の定期確認の不備が認められるため、改善が必要である。</p> <p>3 寄附書類の入手漏れについて（指摘事項）</p> <p>山梨県公有財産事務取扱規則では、寄附により取得した資産は寄附者から提出された書類をもって公有財産台帳に登録することが定められているが、学校施設の中に、当該書類に基づかずに登録されている建物が検出された。規則が遵守されるよう、事前に寄附者への働きかけを行うべきであった。</p>	<p>誤りが判明した箇所については、速やかに台帳登録内容を訂正した。</p> <p>今後は、管財課から各所属へ公有財産台帳の内容確認を依頼する際、金額の単位等の具体的な留意点を明示して注意喚起し、内容確認の適切な運用を行っていく。</p> <p>今後は、年 1 回管財課から各所属へ公有財産台帳の内容確認を依頼する際、文書管理システムの電子文書発送機能を用いて移動報告事務の迅速・明確化を図ることなど事務処理方法の留意点を示して注意喚起し、内容確認の運用を適切に行っていく。</p> <p>寄附書類の入手漏れをなくすため、各県立学校に適切な財産管理事務の徹底について通知するとともに、担当者会議において、公有財産の関係例規集と事務処理の流れについて周知徹底した。</p> <p>また、学校施設課の事務担当者用に公有財産事例集を作成し、適切な事務処理を行っていく。</p>

4 譲与により取得した土地の登録漏れについて（指摘事項）

山梨県公有財産事務取扱要領によれば、譲与により取得した土地は、適正な時価額で公有財産台帳に登録されるべきであるが、学校施設課所管の土地に登録されていないものが検出された。規則等に従い、適切に公有財産台帳に登録すべきである。

5 公有財産移動報告書提出の遅延について（指摘事項）

学校施設課所管の財産について、公有財産移動報告書の作成・提出の遅延及びこれに伴う公有財産台帳登録の遅延が検出された。山梨県公有財産事務取扱規則を改めて周知すべきである。また、年1回の公有財産台帳の内容確認が適切に実施されていない可能性もあるため、運用を徹底すべきである。

6 特定公共賃貸住宅の入居促進について（指摘事項）

特定公共賃貸住宅は、近年多くの空家が問題となっているが、入居者募集業務を受託する山梨県住宅供給公社のホームページ上には、間取りやモデル家賃等の情報は掲載されてない。公社に募集方法の改善を要請すべきである。

また、相応の入居者募集努力をしてもなお空室が埋まらない場合は、当該特定公共賃貸住宅を家賃補助のある準特定優良賃貸住宅に転用すべきと考える。

7 備品の除却漏れ及び備品管理シール添付漏れについて（指摘事項）

県立高校の備品を実査したところ、除却漏れと備品管理シール添付漏れが検出された。各学校は、備品原簿と現物の照

登録漏れが判明した土地については、速やかに適正な時価額で公有財産台帳に登録した。

また、学校施設課の事務担当者用に公有財産事例集を作成し、適切な事務処理を行っていく。

移動報告書の提出漏れをなくすため、各県立学校に適切な財産管理事務の徹底について通知するとともに、担当者会議において、公有財産の関係例規集と事務処理の流れについて周知徹底した。

公営住宅の入居基準を超える収入のある入居者へ特定公共賃貸住宅への入居をあっせんする等の募集努力を行ったが、需要が小さく空きを埋めるのが困難であるため、現に空家となっているものについては平成26年度中に準特定優良賃貸住宅に転用するとともに、今後更に空家が生じた場合も、速やかに転用していくこととした。

県立学校を含む出先機関を対象とした財務事務研修会において、備品原簿と現物の差異があった場合の事務処理等につ

合を漏れなく行い、差異がある場合は除却などの手続きを行うことが必要である。また、現物に備品管理シールが添付されていない場合は、新しいシールを添付する必要がある。実態に応じた備品の管理が適切に行われるよう、備品実査の留意点や重要性を改めて周知徹底させる必要がある。

8 学校施設の中長期保全計画の策定検討及び補修計画について（指摘事項）

学校施設の劣化状況を集約的に把握し、予防保全の観点を取り入れた中長期的な保全計画の策定を検討すべきである。また、緊急度の高い劣化部分に対しては、優先度を決定する客観的な指標を策定し、補修方針を計画する必要がある。

9 工作物の貸借対照表への未計上について（指摘事項）

工作物は、平成24年度時点で貸借対照表には算入されておらず、財務書類上これに関する他の開示もなかった。県は十分な情報開示を自発的に行うため、工作物が貸借対照表に計上されていない旨や、金額等の情報も注記若しくは付属明細書で開示を行うべきであり、また、できるだけ早期に工作物について所定の評価を行い貸借対照表に計上することが望ましい。

いて徹底した。

また、7月末日を基準日として実施する備品の現品確認にあたり、備品の適正管理について改めて周知徹底した。

今後は、出納局が行う会計検査においても指導を行っていく。

学校施設の劣化状況については、建築基準法に基づく法定点検により早急に補修を要する箇所を把握しており、緊急度の高い劣化部分から優先的に補修している。

この法定点検は安全性の観点を重視しているため、平成27年度中の策定が予定される「公共施設等総合管理計画」に基づき、学校施設に係る個別施設計画の策定検討と併せ、予防保全の観点を取り入れた保全のあり方について検討していく。

平成24年度決算において、工作物について所定の評価を行い貸借対照表に計上し、平成26年3月に公表した。